

令和2年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第1日（令和2年12月7日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第16号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第17号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第18号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第80号 令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について

議案第81号 令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第82号 令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第83号 令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第84号 令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第85号 土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について

議案第86号 土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 土佐清水市ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 土佐清水市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 土佐清水市特別養護老人ホーム事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 土佐清水市特別養護老人ホーム福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について

議案第95号 土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野舞君 | 技幹 | 和泉美紀君 |
| 主幹 | 渡邊早苗君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 泥谷光信君 | 副市長 | 磯脇堂三君 |
|----|-------|-----|-------|

|                     |         |                         |         |
|---------------------|---------|-------------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 戎井 大城 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 西原 貴樹 君 |
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 中津 健一 君 |
| 危機管理課長              | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                   | 宮上 眞澄 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 味元 博文 君 | 健康推進課長                  | 山下 育 君  |
| 福祉事務所長補佐            | 濱田 三幸 君 | 市 民 課 長                 | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長           | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長                  | 二宮 眞弓 君 |
| 国立公園＊<br>ジオパーク推進課長  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長                | 吉永 敏之 君 | じんけん課長                  | 早川 聡 君  |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 岡田 旭生 君 | 収納推進課長                  | 谷崎 清 君  |
| 教 育 長               | 弘田 浩三 君 | こども未来課長                 | 伊藤 牧子 君 |
| 生涯学習課長              | 田村 五鈴 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会12月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、谷口佳保君。

（議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○議会運営委員会委員長（谷口佳保君） ただいま議題となっております12月会議の審議期間につきましては、11月30日開催の議会運営委員会におきまして議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から12月23日までの17日間と決定しました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、14日は議案に対する質疑及び一般質問、翌15日及び16日は一般質問を行います。

17日は予算決算常任委員会を、18日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催、最終日12月23日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

12月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月23日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって12月会議の審議期間は、本日から12月23日までの17日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番谷口佳保君、2番弘田条君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 窪内研介君登壇）

○議会事務局長（窪内研介君） おはようございます。9月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会は、それぞれ2回開催いたしました。議会運営委員会は3回開催し、11月30日には12月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を2回開催し、11月1日に議会だより第115号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

10月17日、第60回土佐清水市美術展覧会授賞式が行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月19日、令和2年定例会10月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

10月20日、幡多広域市町村圏事務組合議会定例会が幡多クリーンセンターで開催され、議長が出席。

同日、令和2年度土佐清水ジオパーク推進協議会臨時総会が開催され、議長が出席。

10月22日、令和2年度トップセミナーが高知市で開催され、副議長が出席。

1 1月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

1 1月3日、令和2年度土佐清水市表彰式典が行われ、副議長が出席し、祝辞を述べました。

1 1月9日、環境省主催令和2年度浄化槽トップセミナーが高知市で開催され、議長が出席。

1 1月20日、全国過疎地域自立促進連盟令和2年度定期総会及び新過疎法制定実現総決起大会が東京都で開催され、議長が出席。

1 1月25日、第42回四国西南地域市議会議長懇談会が四万十市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

1 1月27日、議員行政実務研修が高知市で開催され、3人の議員が出席。

1 1月30日、令和2年定例会11月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

1 2月3日、土佐清水市県道改良促進協議会による県土木部長への要望活動に議長が出席。

1 2月5日、第37回土佐清水市産業祭が開催され、議長が出席。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

さきに申し上げました、四国西南地域市議会議長懇談会に副議長が、議員行政実務研修に3人の議員が、それぞれ派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

1 2月会議に提出されております案件は、報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第18号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告3件及び議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案16件、計19件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第18号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告3件及び議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足

湯の指定管理者の指定について」までの議案16件、計19件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) おはようございます。本日ここに、令和2年土佐清水市議会定例会12月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)をはじめとする議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願いいたします。

先週11月会議を開催いたしました。1週間後となる本日12月会議の開催に当たり、今年を振り返ってみますと、1月会議・3月会議・3月第2回会議・5月会議・6月会議・7月会議・9月会議・10月会議と通年議会の利点を最大限生かしながら毎月のように議会を開催し、議員各位と共に市民の命と健康、暮らしを守るため、コロナ対策に取り組んでいるところですが、12月に入りまして、日本国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び重症者数は過去最多を更新する日々が続いており、死者数も先月に2,000人を超えて増加ペースが加速していると言われ、特に大都市においては医療体制の危機が叫ばれております。

改めて、お亡くなりになった皆様方に心からのお悔やみを申し上げますとともに、この瞬間にも厳しい医療の現場において御尽力いただいている医療従事者の皆様方に心からの敬意と感謝を申し上げます。

高知県においては、秋以降、一定落ち着いていましたが、12月1日、1日の新規感染者が5人確認され、県の感染症対応の目安としている独自のステージを「感染観察」から「注意」に引き上げました。

翌2日には、8人の新規感染者が確認され、県内の直近7日間の感染者が16人となったことなどを踏まえ、さらにステージを1段階引き上げて「警戒」とし、感染防止の徹底に加え、会食を可能な範囲で規模縮小や時間短縮するなどの注意喚起を行っております。

これを受け、市といたしましては、3日に緊急の課長会を開催し、年内の県外出張を禁止するとともに感染防止対策について情報を共有したほか、市民の皆様には基本的な感染防止策を徹底していただくよう防災行政無線を通じて注意喚起を行ったところでありますが、この日の県内の新規感染者数は15人、翌4日には16人、さらに5日には19人との発表があり、県内で1日に感染が分かった人数としては過去最多を3日連続で更新いたしました。また、昨日6日も18人との発表があり、とりわけ、幡多福祉保健所管内においては、5日に2人、6日に3人と計5人の新規感染者が確認されております。このペースが続くと「特別警戒」のステージに入りかねない状況となっております。

土佐清水市では、市民の皆様の御協力により、現在まで1人の感染者も出ておりませんが、引き続き、市民の新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と低迷する本市経済の活性化に向けた施策に全力で取り組んでまいります。

次に、一昨日開催されました第37回土佐清水市産業祭について御報告いたします。

今年はコロナ禍ということもあり、開催が危ぶまれていましたが、コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化のためにも、ぜひ開催してほしいとの声が多数あったことから、1日限りではありましたが新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じた上での開催となりました。

当日は約70店舗が出店し、あしずり太鼓やバラ抜き節等の郷土芸能が披露されたほか、大鍋汁が振る舞われるなど市内外から数多くの皆様に御来場いただき、熱気あふれる産業祭となりました。

続きまして、令和3年度予算編成方針についてであります。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方として、現在重点施策として実施しているメジカ産業再生プロジェクト事業、防災行政無線デジタル化事業の2つの事業を特別枠と位置づけ、予算を重点配分することとしております。

また、この特別枠と人件費、扶助費、公債費といった義務的経費を除いたものについては、令和2年度当初予算一般財源ベースを上限としたゼロシーリングを原則としたほか、過疎債及び緊防債の対象となる事業以外の一般建設事業については、可能な限り事業縮小、または令和4年度以降へ先送りを行うこととしております。

9月会議の中でも御説明申し上げましたが、令和元年度決算に基づく実質公債費比率は18.8%となっており、今後も18%を超えて推移する見込みとなっております。

また、財政調整基金の残高も減少傾向で令和元年度末時点では約8億7,700万円となり、今後、数年にわたって基金の取崩しを行う必要が見込まれている状況であります。

さらに、令和3年度は5年に1度の国勢調査人口の反映に伴う普通交付税の減額が見込まれており、例年以上に厳しい財政運営を行っていかなければなりません。

このため、財源不足の圧縮、財政健全化に努めていくことが必要不可欠であり、事業の緊急性や必要性、投資効果や類似事業の整理統合、優先順位の選択等を十分に検証した上で、既存事業の見直しや効率化を徹底し、国・県の補助金の積極的な活用など、財源の確保についても最大限努めるよう、職員に指示したところであります。

私といたしましても、国・県への要望活動を積極的に行いながら、この財政難に立ち向かってまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

続きまして、御寄贈、御寄附の報告をさせていただきます。

四国電力株式会社様より、2基のLED防犯街路灯を寄贈していただきました。これは社会

貢献活動の一環として行われているもので、御寄贈いただいた街路灯につきましては、清水ヶ丘地区に設置させていただくこととしております。

また、四国八十八ヶ所巡りをされている久保満子様ほか6名の方々より、あしずり遍路道の環境整備に役立ててほしいと19万円の御寄附をいただきました。

早速、真念庵に案内看板を設置する費用を今会議の補正予算案に計上し、その財源として活用させていただくこととしております。

以上、御寄贈、御寄附をしていただいた皆様に、この場をお借りいたしまして厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、御提案申し上げました各案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第16号から報告第18号までの3件は、いずれも法律の改正に伴い、関連する条例について一部改正が必要となったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した報告であります。

議案第80号から第84号までの5件は、令和2年度予算に係る補正予算案であります。

一般会計補正予算（第8号）は、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものとして、引き続き「健康」、「継続」、「暮らし」の3つをキーワードにして、9事業で1億9,186万4,000円を補正計上しております。

内訳といたしましては、まず「健康」、感染症拡大防止策としまして、訪問入浴車購入事業464万6,000円のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業199万6,000円。

次に「継続」、事業所などを支援する経済対策としまして、現在、光ファイバー整備事業4か年計画の3年目として下川口・貝ノ川地区の整備に係る予算を令和2年度当初予算に計上しているところでありますが、新型コロナの感染拡大に伴い、国が光ファイバー整備に係る補助制度の補助要件を緩和したことから、4年目として、来年度に予算計上を予定しておりました足摺岬・窪津地区の整備に係る予算も合わせて国庫補助金を活用し、前倒しを行い今回補正計上することといたしました。これに係る補助金として、土佐清水市情報通信基盤整備事業費補助金5,184万9,000円のほか、土佐清水市内の登録事業所で利用できる地域電子通貨について、全市民に5,000円分のポイントを付与する土佐清水市経済活性化対策事業6,670万円、観光客誘客促進事業費補助金として地域電子通貨を活用し、5,000円分のポイントを付与するジョン万満喫クーポンキャンペーン第3弾の実施分1,609万4,000円、市内の宿泊及び体験型観光事業者が実施する施設改修等に要する費用を補助する観光施設等改修事業補助金3,013万5,000円、市が管理する施設の改修等を行う経費として屋外観光施設等改修工事費1,267万5,000円、足摺テルメの維持管理費696万4,000円。

最後に「暮らし」、子育て世代と高齢世帯への支援策としまして、休校期間中に学童保育を実施していたことにより、人件費やコロナ対策で必要となった消耗品費を追加計上する放課後児童クラブ推進事業80万5,000円をそれぞれ計上しております。

このほか、新型コロナ対策とは別に、生活保護扶助費の増額3,680万円、後期高齢者医療療養給付費負担金の増額7,591万円、普通河川改良工事1,931万円、人事院勧告等に伴う人件費の減額529万8,000円、ふるさと元気寄附金推進事業の増額7,535万6,000円など歳入歳出それぞれ合計で3億1,617万7,000円を補正計上し、一般会計予算総額は131億9,997万5,000円となります。

なお、今年の人事院勧告に伴う条例改正案は、さきの11月会議で議決をいただいたところでありますが、本会議におきましては補正予算案を提出させていただいております。

特別会計では、4会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）は、人事院勧告及び超過勤務実績見込みに伴う人件費の増額について計上しております。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、人事院勧告及び超過勤務実績見込みに伴う人件費の増額のほか、令和2年度介護保険報酬改正等に伴うシステム改修費用について計上しております。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、人事院勧告に伴う人件費の減額のほか、高齢者医療制度見直し等に係るシステム改修費用について計上しております。

議案第85号は、差別の解消及び人権施策を推進するため条例の全部を改正するものであります。

議案第86号は、令和3年4月1日より、税務課と収納推進課を統合することに伴う条例改正であります。

議案第87号は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関し、公募を行わないことについて相当の理由があるとき等の場合は、市長等が適当と認める団体を指定管理者の候補として選定することができるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第88号は、地方税法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第89号は、条例の目的に沿った事業を実施する際に基金を財源として活用できるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第90号は、うすばえ桜公園が新たに都市公園に位置づけられたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第91号は、省令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第92号及び93号は、指定介護老人福祉施設事業特別会計及び介護サービス事業特別会計を廃止し、本年4月より土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計が設置されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第94号は社会体育施設の指定管理者、議案第95号は白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては所管課長から説明をいたしますので、何とぞ、御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」、議案第81号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び議案第84号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」の3件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

初めに、各目に計上いたしました2節給料のうち一般職給、3節職員手当等のうち職員手当等及び期末手当、4節共済費のうち共済組合負担金につきましては、人事院勧告に基づく議員及び特別職並びに職員の一時金の減額のほか、決算見込みに伴う人件費の増減でありますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費、7節報償費から13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、春の区長会のほか、各種出張が相次いで中止となったことに伴

い旅費等関連する経費を減額し、11節役務費につきましては、決算見込みに伴い郵便料を増額補正するものであります。

3目財産管理費、18節負担金、補助及び交付金40万円は、土地開発公社の解散に伴う事務経費の増などにより、補助金を増額するものであります。

19ページをお願いいたします。

2款1項4目市民センター費につきましては、市民センターの会計年度任用職員に係る人件費及び交通費を決算見込みに伴い、増減するものであります。

7目企画振興費につきましては、コロナ対策として9月補正予算に計上した土佐くろしお鉄道運行補助金の財源振替を行うものであります。

10目じんけん総務費、10節需用費、印刷製本費23万1,000円は、本会議に上程しております土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の改正案にのっとり、人権課題ごとの現状や今後の取組・具体的施策などを行動計画として取りまとめた冊子を作成する費用を計上するものであります。

11目情報企画費、18節負担金、補助及び交付金、情報通信基盤整備事業費補助金5,184万9,000円は、現在実施しております光ファイバー整備事業におきまして、コロナ対策として国の補助制度の要件が緩和されたことに伴い、来年度実施予定の窪津・足摺岬地区の整備事業費を1年前倒しして計上するものであります。

21ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料37万4,000円は、児童手当の令和元年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目障害者福祉費、12節委託料112万3,000円は、障害者自立支援給付費の令和3年度報酬改定に伴い、システム改修を行うものであります。財源につきましては、国庫支出金2分の1を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料575万1,000円は、令和元年度事業の実績確定に伴い、障害者自立支援給付費及び医療費等の国庫支出金と県支出金の精算返還金を計上するものであります。

22ページをお願いいたします。

3款1項7目介護保険対策費、17節備品購入費464万6,000円は、現在、短期入所や通所介護の施設を利用されている方々が、コロナの影響により、施設が閉鎖された場合でも自宅で入浴が可能となるよう、訪問入浴車を購入する費用を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

27節繰出金163万9,000円と8目社会長寿費、27節繰出金1万4,000円の減額につきましては、今回の介護保険特別会計の補正に伴うものであります。

3款2項2目保育所運営費、2節給料のうち会計年度任用職給270万円は、保育所に配置している会計年度任用職員の給料につきましては、実績見込みに伴い、増額するものであります。

3目母子福祉費、22節償還金、利子及び割引料10万5,000円は、児童扶養手当の令和元年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

23ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、22節償還金、利子及び割引料22万7,000円は、生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の令和元年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目扶助費、19節扶助費、生活保護費3,680万円は、決算見込みに基づき、生活保護費を増額補正するものであります。財源につきましては、国庫負担金4分の3を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料1,925万8,000円は、令和元年度の生活保護費の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金67万1,000円は、今回の国民健康保険事業特別会計の補正に伴うものであります。

2目感染症対策費には、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に、早急にワクチン接種を開始できるよう準備費用を計上するもので、10節需用費、11節役務費には受診券や案内通知の作成費用、それと郵送料を計上し、24ページの12節委託料にはワクチン接種に伴うシステム改修費用を計上するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

24ページの4款1項3目健康増進事業費、18節負担金、補助及び交付金7,591万円は、高知県後期高齢者医療広域連合への医療給付に係る負担金を増額するものであります。

27節繰出金30万9,000円は今回の後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものであります。

4款2項1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金752万円は、幡多クリーンセンターの運営負担金を増額するもので、負担金の算定基礎となります令和元年度のごみの搬入量が確定し、その数量に基づき負担金を再算定したことに伴い増額するものであります。なお令和元年度は、本市におきまして建物火災が多く発生し、火災ごみの搬入が多かったことなどにより、今年度の本市分の負担金が増額となっております。

25ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費、18節負担金、補助及び交付金776万8,000円は、県が実施する農地整備及び農業用ため池の防災対策工事に係る市負担金につきまして、当初予算での計上を見送っておりましたが、概算事業費が確定したことに伴い、計上するものであります。財源につきましては、地方債の充当を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料184万円は、昨年まで実施してきた多面的機能支払交付金事業において、国及び県への返還金が生じたことに伴い、計上するものであります。

5款2項4目林道費、18節負担金、補助及び交付金、高知県山林協会会費及び分担金16万7,000円は、前年度事業の実績確定に伴い、分担金を増額するものであります。

26ページをお願いいたします。

5款3項3目漁港建設費、18節負担金、補助及び交付金210万円は、県が実施する漁港改修工事に係る市負担金につきまして、当初予算での計上を見送っておりましたが、施工箇所及び概算事業費が確定したことに伴い、計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

6款1項1目商工振興費、1節報酬、4節共済費のうち社会保険料、7節報償費から27ページの12節委託料までの計6,670万円は、コロナ禍における本市経済の活性化を図るため、全市民に対し、地域電子通貨めじかのポイントを5,000円分追加付与する費用を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

27ページの18節負担金、補助及び交付金のうち空き店舗対策事業費補助金50万円は、地域商業の活性化を図るため、空き店舗を活用し、起業・出店する際に施設の改修費用の一部を補助するもので、本予算では本市へ移住された方が幸町に焼肉店を出店することに伴い、補助金を計上するものであります。

同じく18節負担金、補助及び交付金のうち土佐清水市持続化給付金及び雇用対策補助金につきましては、コロナ対策として6月及び7月に補正計上しておりますが、実績見込みに基づき、それぞれ減額するものであります。

6款1項3目観光振興費、7節報償費1,524万円のうち24万円、8節旅費から11節役務費、12節委託料のうち田舎の良さをまるごと情報発信事業及び17節備品購入費までの計854万3,000円は、国の交付金事業を活用し、本市で生産される農林水産物や加工品等が、より魅力的な商品として流通されるよう、商品の磨き上げや商品の写真・動画等の情報発信ツールを作成する費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書4ページを御参照願います。

7節報償費1,524万円のうち1,500万円と18節負担金、補助及び交付金のうち観光客誘客促進事業補助金109万4,000円の計1,609万4,000円は、コロナ禍における観光客誘客促進事業として、6月及び9月補正予算に計上した宿泊料を1人5,000円割引するジョン万満喫キャンペーンの第3弾となる費用を計上するもので、今回は宿泊者に対し1人5,000円分のめじかカードを付与し、市内経済の活性化を図るものであります。対象者は今回も四国内とし、3,000人分の予算を計上しております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

12節委託料のうち大型客船受入式典・イベント実施事業30万円は、あしずり港へ大型客船が寄港した際に歓迎式典等を行う費用を計上するもので、当初予算で1回分の費用を計上しておりますが、2月と3月に1回ずつの計2回寄港することとなったことにより、増額するものであります。財源につきましては、幡多広域市町村圏事務組合から補助金2分の1が交付されることとなっております。

18節負担金、補助及び交付金のうち観光施設等改修事業費補助金3,013万5,000円は、コロナ禍における感染拡大防止及び観光客誘客促進のため、市内の宿泊及び体験型観光事業者が実施する施設改修等に要する費用を補助するもので、9月補正予算に引き続き追加計上するものであります。財源につきましては、県支出金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

4目観光商工施設費、2節給料から28ページの12節委託料までの計696万4,000円は、指定管理者が6月末で撤退した足摺テルメにつきまして、市が直接維持管理を行う期間を今年度末まで延長するため、維持管理費用を追加計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

14節工事請負費1,267万5,000円は、コロナ禍における感染拡大防止及び観光誘客促進のため、市が管理する施設の改修費用を9月補正予算に引き続き追加計上するもので、竜串観光案内所等の改修を行うこととしております。財源につきましては、県支出金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

6目ふるさと納税推進費につきましては、ふるさと納税の寄附額増に伴い、関連する経費を追加計上するもので、当初予算では今年度の寄附額を2億円と見込んでおりましたが、現時点での実績見込みにより、寄附額を2億5,000万円と見込み、関連する経費を追加計上するものであります。7節報償費には返礼品代として1,500万円、11節役務費通信運搬費には返礼品の送料として325万円を計上し、同じく11節役務費手数料61万4,000円、13節使用料及び賃借料649万2,000円は、インターネット受付に係るポータルサイトの

運用に係る経費をそれぞれ計上するもので、24節積立金5,000万円は寄附金を基金に積み立てるものであります。

29ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金2,787万3,000円は、県が実施する道路及び急傾斜地崩壊対策等の工事に係る市負担金につきまして、当初予算での計上を見送っていましたが、施工箇所及び概算事業費が確定したことに伴い計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と地方債の充当を見込んでおります。

7款3項1目河川費、14節工事請負費1,931万円は、市が管理する河川3か所の護岸整備及びしゅんせつ工事を行う費用を計上するものであります。財源につきましては、地方債の充当を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

8款1項3目非常備消防費、7節報償費10万円は、8月末で退団された消防団員1名の退職報償金を計上するものであります。

31ページをお願いいたします。

9款2項1目学校管理費につきましては、小学校に配置している会計年度任用職員の人件費につきまして、実績見込みに伴い、増額するものであります。

9款3項1目学校管理費につきましても、小学校と同様、中学校に配置している会計年度任用職員の人件費につきまして、実績見込みに伴い、増額するものであります。

32ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費、12節委託料のうち放課後児童クラブ推進事業委託料80万5,000円は、コロナの感染拡大により、本年4月から5月にかけて小学校が休業した期間中、学童保育におきまして児童の受入れを行ったことに伴い、委託料を増額するものであります。財源につきましては、国及び県支出金を見込んでおります。

同じく12節委託料のうち市指定保護文化財表示看板設置委託19万円は、四国八十八ヶ所巡りをされている方々から頂いた寄附金を活用し、真念庵の案内看板を設置するものであります。

同じく12節委託料のうち高知家の遍路道プロジェクト事業委託料23万1,000円は、当初予算におきまして、県のふるさと納税による補助金を活用し、遍路道の維持管理やマップを作成する費用を計上しているところですが、県から補助金の追加配分があり、真念庵の手すりなどを設置する費用を追加計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税3, 2 8 6 万6, 0 0 0 円は歳出予算の一般財源として計上するもので、今年度の普通交付税の確定額に合わせ、増額しております。

12 款 1 項分担金につきましては、歳出予算の財源としまして、負担率に基づき計上するものであります。

13 款 1 項 4 目農林水産使用料につきましては、残渣加工施設の供用開始に伴う使用料の新設及び冷凍保管施設の使用料変更に伴い、計上するものであります。

14 款 1 項国庫負担金から16 ページの17 款 1 項寄附金までは、歳出予算の財源としまして、国・県の負担率、補助率等に基づいて計上するものであります。

16 ページの18 款 1 項 3 目財政調整基金繰入金2, 0 2 2 万1, 0 0 0 円は、一般財源の不足額について基金から繰り入れるものであります。

5 目ふるさと元気基金繰入金2, 5 0 0 万円は、歳出予算の財源として基金から繰り入れるものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金8 3 4 万3, 0 0 0 円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

20 款 4 項 1 目雑入2 6 0 万2, 0 0 0 円は、歳出予算の財源として計上しております。

17 ページをお願いいたします。

21 款 1 項市債につきましては、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上するものであります。

9 ページをお願いいたします。

第2 表債務負担行為補正につきましては、東京2020オリンピックの聖火リレーが本市で来年4月に実施される予定で、沿道の警備に当たり、今年度中に警備会社と委託契約を締結するため債務負担行為を設定するものであります。

10 ページをお願いいたします。

第3 表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3 億1, 6 1 7 万7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額は1 3 1 億9, 9 9 7 万5, 0 0 0 円となります。

以上で、議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」の説明を終わります。

次に、議案第81号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、御説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の8ページから9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費、3節職員手当等、4節共済費の計67万1,000円及び歳入、6款1項1目一般会計繰入金67万1,000円は、人事院勧告に基づく職員の一時金の減額及び決算見込みに伴う人件費の増額補正を行うものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は23億7,752万5,000円となります。

以上で、議案第81号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の説明を終わります。

次に、議案第84号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費、3節職員手当等、4節共済費の計37万4,000円及び歳入、6款1項1目繰越金37万4,000円は、人事院勧告に基づく職員の一時金の減額及び決算見込みに伴う人件費の増額補正を行うものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は1億222万2,000円となります。

以上で、議案第84号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時08分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第82号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君登壇）

○健康推進課長（山下 育君） おはようございます。議案第82号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の3節職員手当等19万3,000円と4節共済費6,000円の減額につきましては、人事院勧告による給与改定と合わせて人件費の調整を行ったものです。

12節委託料302万円は介護報酬等の改定に伴い、介護保険システムの改修が必要なことから補正計上したものです。

1款3項2目認定調査等費、3節職員手当等5万3,000円、4節共済費6,000円の合計5万9,000円の減額と4款2項1目一般介護予防事業費、3節職員手当等1万3,000円、4節共済費1,000円の合計1万4,000円の減額は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費を減額して補正計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款2項5目介護保険事業費補助金150万9,000円は、介護保険システムの改修費に係る国庫補助金です。

7款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分1万4,000円の減額は、人事院勧告による人件費の減額による繰入金の減額、5目その他一般会計繰入金の163万9,000円は、介護保険システム改修と人事院勧告と合わせて調整した職員人件費の増額に係る一般会計繰入金です。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億9,671万円となります。

以上、議案第82号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第83号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君登壇）

○市民課長（中津恵子君） おはようございます。議案第83号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等、4 節共済費を合わせました人件費 4 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、人事院勧告による補正となっております。

1 2 節委託料 9 1 万 5, 0 0 0 円につきましては、制度改正に伴う後期高齢者医療広域連合のシステム改修に対応するための自庁システムの改修費用を補正するものです。

続いて、歳入を説明いたします。

6 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1 8 万 2, 0 0 0 円及び 4 款 1 項 1 目事務費繰入金 7 3 万 3, 0 0 0 円につきましては、歳出で説明いたしましたシステム改修委託料に対する財源となっております。

4 款 1 項 3 目その他一般会計繰入金 4 2 万 4, 0 0 0 円は、人件費の減額によるものです。

次に、2 ページ、3 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正です。

歳入歳出とも既定の予算額に 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、3 億 1, 2 0 4 万 8, 0 0 0 円となります。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第 1 6 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第 1 8 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告 3 件及び議案第 8 5 号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」から議案第 9 5 号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの 1 1 件、計 1 4 件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君登壇）

○総務課長（中津健一君） おはようございます。

今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。

議案つづりをお願いします。

報告第 1 6 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり 1 から 2 ページ及び報告第 1 7 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり 3 から 4 ページ及び報告第 1 8 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり 5 から 6 ページです。

本報告3件につきましては、いずれも利子税等や延滞金の割合等の見直しに係る租税特別措置法及び地方税法が令和3年1月1日施行されることに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合に改正するなど、法改正に伴う所要の規定の整備を行ったもので、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、令和2年11月27日、専決処分したことによる報告であります。

議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」、議案つづり12から15ページです。

本議案につきましては、本条例は制定後20年余りを経過する中、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、平成28年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等、人権三法が施行されていることを受け、差別の解消及び人権施策を推進するため、条例の全部を改正するものであります。

議案第86号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり16から17ページです。

本議案につきましては、行政改革推進本部会での協議を経て、収納推進課の業務を税務課へ再編することとし、税務課内に収納推進室を設けるなど収納推進課の分掌事務を税務課に移管するためなどに伴う条例の一部を改正するものであります。

議案第87号「土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり18から19ページです。

本議案につきましては、指定管理者となるべき団体の選定に関して施設の維持や利用者への継続的なサービスの提供、施設の適正な管理を確保するため、公募を行わないことについて相当の理由があるときは市長等が適当と認める団体を指定管理者の候補として選定することができるよう、条例の一部を改正するものであります。

議案第88号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり20から21ページです。

本議案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日より施行されることに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定所得基準を33万円から43万円に見直すものであります。

議案第89号「土佐清水市ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり22から23ページです。

本議案につきましては、集落の共同活動の支援を通じて土地改良施設等の維持管理の適正化

を図り、地域環境の保全及び活性化に資することを目的として施行しております本基金条例に、条例の目的に沿った事業に基金を活用することができるよう、条例の一部を改正するものであります。

議案第90号「土佐清水市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり24から25ページです。

本議案につきましては、土佐清水市うすばえ桜公園が新たに都市公園に位置づけられたことから、同公園の管理運営についての条文を追記することなどによる条例の一部を改正するものであります。

議案第91号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり26から28ページです。

本議案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日公布、令和3年4月1日より施行されることに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、急速充電設備等の全出力が拡大され、その安全対策の見直し及び追記するものであります。

議案第92号「土佐清水市特別養護老人ホーム事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり29から30ページ及び議案第93号「土佐清水市特別養護老人ホーム福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり31から32ページです。

本議案2件につきましては、指定介護老人福祉施設事業特別会計条例及び介護サービス事業特別会計を廃止し、令和2年4月1日より、土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計条例が施行されたことに伴い、本施設に関係する2つの基金条例において、条文中の名称変更等の改正を行うものであります。

議案第94号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」、議案つづり33から34ページです。

本議案につきましては、土佐清水市社会体育施設の指定期間が今年度末までとなっていることから、同施設の指定管理について令和3年4月1日から5年間、引き続き特定非営利活動法人スポーツクラブスクラムを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」、議案つづり35ページです。

本議案につきましては、土佐清水市白山洞門展望足湯の指定期間が今年度末までとなってい

ることから、同施設の指定管理について令和3年4月1日から3年間、引き続き一般社団法人あしずり温泉協議会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月14日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は12月9日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時27分 散 会